

平成24年度一般財団法人荒川区勤労者福祉サービスセンター事業計画書

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

1 中小企業勤労者福祉に関する調査研究事業（定款第4条第1号関係）

事業の目的	事業名	内容
勤労者の要望に応じた勤労者福祉の総合的な事業を実施するため、労働環境、余暇施設、余暇活動及び福利厚生等の調査研究を行う。	(1) 勤労者福祉施策協議会等参加	勤労者福祉に関する情報収集等を行うため、各協議会に参加 <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会 ・東京都中小企業勤労者福祉サービスセンター協議会 ・特別区勤労者福祉サービスセンター事務担当者連絡協議会 ・遊園地等利用補助券の検討会

2 中小企業勤労者福祉に関する各種研究会・講習会等事業（定款第4条第2号関係）

事業の目的	事業名	内容
勤労者の要望に応じた勤労者福祉に関する各種研究会・講習会等を実施する。	(1) 講座、料理教室等の実施	勤労者の教養・技能向上のための講習会等 <ul style="list-style-type: none"> ・親子料理教室、講習会等実施 ・全福センター協定講座の割引利用 ・全福センターライフサポート倶楽部協定講座の割引利用

3 中小企業勤労者福祉に関する情報提供事業（定款第4条第3号関係）

事業の目的	事業名	内容
勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業などについての情報を提供する。	(1) 広報・情報提供事業	<p>①広報紙（ウイングあらかわ）の発行 全会員に配付 年7回</p> <p>②ホームページによる情報提供 事業案内、入会案内等</p> <p>③あらかわ区報、あらかわライフサポートニュース等への掲載 一般区民への事業参加募集及び会員募集記事の掲載</p> <p>④全福センター、全福センターライフサポート倶楽部ガイドブックの配付 全会員に配付 隔年</p> <p>⑤普及・啓発事業 国、東京都が実施する勤労者福祉事業の普及及び啓発</p>

4 中小企業勤労者福祉事業（定款第4条第4号関係）

(1) 生活安定事業

事業の目的	事業名	内容
各種給付金の支給事業並びに在職中及び退職後の勤労者の生活安定を図るための事業を行う。	<p>(1) 給付事業</p> <p>(2) 生活資金利子補給事業 (区補助事業)</p> <p>(3) 中小企業退職金共済制度の普及・啓発及び補助事業 (区補助事業)</p> <p>(4) 各種相談</p>	<p>給付事由に基づき、祝金、見舞金、弔慰金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・祝金：結婚、金婚、銀婚、出生、入学、成人 ・見舞金：入院、障害、住宅災害 ・弔慰金：死亡 <p>取扱金融機関からの生活資金融資に対する利子補給及び利子補給信用保証料補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額：100万円 ・償還期間：5年以内 ・資金使途：教育費、住宅費等の臨時に必要な資金 ・利子補給率：0.7%（本人負担率1.1%） ・信用保証料：全額補助 <p>中小企業退職金共済制度の普及・啓発及び掛金補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助額：12か月分の掛金納付額の1/2（上限2万円） <p>全福センターライフサポート倶楽部 無料電話相談（税務・資産運用・冠婚葬祭など）</p>

(3) 自己啓発・余暇活動事業

事業の目的	事業名	内容
<p>カルチャー講座、宿泊施設等の利用補助、レジャー施設等の割引利用、各種チケットのあっせん事業、レクリエーション事業等の実施を通して、勤労者の自己啓発活動の援助及び余暇活動の充実を図る。</p>	(1)カルチャー講座補助	<p>カルチャー講座の利用補助 年度内2講座/1会員 補助額3,500円/1講座</p>
	(2)キャリアアップ講習会受講料補助	<p>東京都立職業能力開発センターのキャリアアップ講習会受講料の補助 年度内1講座/1会員 補助額1,000円/1講座 ※新規事業</p>
	(3)宿泊補助及び割引利用	<p>①宿泊補助内容 〈対象宿泊施設〉 1名1泊3,150円以上の宿泊施設 〈補助対象〉 会員及び会員が同行する登録同居家族 〈補助額・泊数〉 1泊3,000円 (宿泊数) ・在会10年以上の会員 ：年度内4泊 ・在会1年以上10年未満の会員 ：年度内2泊 ・在会6ヶ月以上1年未満の会員 ：年度内1泊</p> <p>②センター割引宿泊施設の割引利用 ・東急ホテルズ等</p> <p>③全福ネット協定宿泊施設の割引利用 ・かんぼの宿等</p> <p>④全福センターライフサポート倶楽部宿泊施設等の割引利用 ・三井ガーデンホテル等</p>
	(4)遊園施設利用補助	<p>東京都内・近郊の遊園施設等を指定し、利用する会員及び同居家族の利便を図る。</p> <p>①遊園施設 ・レジャー施設(遊園地等)利用補助券協同事業(10区合同) ・利用補助券対象施設 : 37施設 ・割引券対象施設 : 36施設 ・特別入園券[補助付]のあっせん ・全福ネット協定レジャー施設の割引利用 ・全福センターライフサポート倶楽部協定レジャー施設の割引利用</p> <p>②プール施設 [夏季] ・夏季プール等利用補助券協同事業(10区合同事業) ・利用補助券対象施設 : 26施設</p>

事業の目的	事業名	内容
	<p>(5) 荒川区内共通お買い物券のあっせん</p> <p>(6) 図書カードのあっせん</p> <p>(7) 観劇等利用補助</p> <p>(8) 映画鑑賞利用補助及び系列館別映画鑑賞券のあっせん</p> <p>(9) スポーツ観戦券のあっせん</p> <p>(10) 美術館等鑑賞</p> <p>(11) ホテル等食事券のあっせん</p> <p>(12) 指定店による割引利用</p>	<p>③東京ディズニーリゾート「マジックキングダム・クラブ」への加入 ・施設等の割引利用 ・「特別利用券」による利用補助</p> <p>④ユニバーサル・スタジオ・ジャパン「スタジオ・ファンクラブ」への加入 ・施設等の割引利用</p> <p>⑤富士急ハイランド等富士急グループ「FUJIYAMA倶楽部」への加入 ・施設等の割引利用</p> <p>⑥法人会員権取得施設を貸出し、利用する会員の利便を図る。 ・としまえん</p> <p>荒川区内共通お買い物券[補助付]をあっせんする。</p> <p>全国共通図書カード[補助付]をあっせんする。</p> <p>指定劇場での観劇等の利用に対して補助する。</p> <p>①「チケットぴあ利用補助券」により映画鑑賞に対して補助する。</p> <p>②系列館別の映画鑑賞券[補助付]をあっせんする。</p> <p>プロ野球の入場券[補助付]をあっせんする。</p> <p>美術館、展覧会等の入場券[補助付]をあっせんする</p> <p>ホテル、レストラン等の食事券をあっせんする。</p> <p>①デパート等を指定し、利用者の利便を図る。 ・デパート、レンタカーなど</p> <p>②全福ネット協定施設の割引利用</p> <p>③全福センターライフサポート倶楽部協定施設の割引利用</p>

(4) ツアー事業

事業の目的	事業名	内容
会員及び区民等から広く参加者を募集し、荒川区の交流都市等を訪問するツアーを実施し、相互の交流を図る。	(1)バスツアー・宿泊旅行の実施	くだもの狩り等のバスツアー及び宿泊ツアーを実施する。 (大多喜町、秩父市、つくば市、鴨川市他)

5 東京都及び荒川区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業（定款第4条第5号関係）

事業の目的	事業名	内容
東京都及び荒川区が実施する勤労者福祉事業への協力等を行う。	(1)事業の情報提供	①東京都が行う低利の生活資金融資事業等の紹介 ・東京都中小企業従業員生活資金融資 ②荒川区が行う保健所健康相談などの事業等を会報紙に掲載する。

[参考] 会員数の推移

	平成22年3月31日	平成23年3月31日	平成24年3月31日
事業所数（所） （前年度末比増減）	1,437 (△53)	1,416 (△21)	1,365 (△51)
会員数（人） （前年度末比増減）	2,842 (△132)	2,898 (56)	2,835 (△63)